

《資料》

明治15～25年の同業組合

—京都の場合—

藤田 貞 一 郎

- I はしがき
- II 15年商工組合設立建議と16年甲第19号
- III 18年甲第50号京都府同業組合準則と営業組合規約書
- IV 20年における府勸業課と京都商工会議所の対組合施策
- V 21年～24年の同業組合
- VI 帝国憲法の発布と同業組合取締規則の制定
- VII まとめ

I は し が き

すでに拙稿¹で明らかにしたように、戦前期日本資本主義の再生産構造の一環を形成する経済組織として同業組合を看過することは許されない。筆者の、このような感想は、今後数多くの具体的事実の報告を重ねることによって、いつか大方の理解を得る日もあろう。そしてまた、同業組合研究が日本資本主義発達史研究において、そのあるべき位置を与えられる時が来ると思われる。

本稿は、現在の日本資本主義発達史研究の問題意識のあり方に対する批判を根底に据え、明治15年から25年にかけての期間の京都における同業組合をめぐる具体的史実の紹介を試みんとするものである。ところで、このような時期に区切って整理・報告する理由は、使用した史料の残存事情によることもさることながら、後述するごとく、明治15年（1882）は「商工組合設立ヲ請フ建議」、明治25年は京都府同業組合取

1 藤田貞一郎『近代日本同業組合史論序説』一國連大学・人間と社会の開発プログラム研究報告—国際連合大学、1981年。

締規則の公布施行という京都における同業組合史上にあってまことに重要な史実が記録される時期だからである。こうした時期区分の是非は、以下に整理・報告する事実経過を追うことによって、必ずしも恣意的なものでないことがさらに理解されよう。

なお本稿の史実は、『京都新報』・『京都滋賀新報』・『日出新聞』・『中外電報』に掲載の記事によるものである。これらの新聞の閲覧に際しては、天津市史編纂所蔵の複製版によった。その利用を許容された天津市史編纂室に深く感謝の意を表したい。

II 15年商工組合設立建議と16年甲第19号

拙稿²ですでに述べたように、京都においては明治4年（1871）9月に株仲間解放令が出る。が、その趣旨は必ずしも十分には貫徹せず、ゆり戻しの動きが執拗に潜在する。その動きが顕在化するところに、15年11月の「商工組合設立ヲ請フ建議」がある。

京都商工会議所会会長高木文平の名をもって京都府知事北垣國道に提出されたこの建議は、「同商同業ハ利害相感ジ得失相符ス期セズシテ然リ」、「組合ヲシテ各其業務ニ関スル利害得失ヲ審究セシムル者是ナリ」、「各商工ヲシテ其類ニヨリ組合ヲ為サシメザル可カラズ」などと述べ、行政権力の力を借りた上での商工組合、すなわち同業組合の設立を目論見る。なおこの時、商工会議所の念頭にあった「組合業目」³は、以下の通りである。

（史料1）

1. 商業

西陣諸織物卸売商 丹後縮緬卸売商 関東諸織物卸売商 鹿子紋卸売商 諸生
絹卸売商 呉服諸国卸売商⁴ 一持下リ 染呉服卸売商 太物卸売商 麻布晒類^(商)
生糸商 糸組物卸売商 團扇扇子卸売商 茶卸売商 陶器卸売商 漆器卸売商
玩具品卸売商 染草絵具商 薬品卸売商 木綿糸類卸売商 綿商 鋼鉄小道具
利器卸売商 芋及麻卸売商 悉皆商 古着卸売商 新古道具商 漆商 菓子卸

2 藤田貞一郎「京都における同業組合の成立と衰退」（秋山國三先生追悼会編『京都地域史の研究』国書刊行会，1979年）。

売商 米麦雑穀商 薪炭卸売商 干物卸売商 塩醬油味噌卸売商 油蠟燭卸売
 商 酒類卸売商 魚鳥卸売商 材木商 竹商 砂糖卸売商 煙草卸売商 瓦商
 婦人裝飾品卸売商 金銀糸商 同箱商 銀行 質商 諸金屬地金商 紙卸売商
 舶来反物卸売商 舶来雜貨商 荷物運送 雇人請宿 旅宿

1. 工業

織物工業 藍染工業 茶染工業 紅染工業 友仙染工業 上代小紋中形及更紗
 工業 紺屋染工業 糊置染業 木綿中形工業 陶器工業 銅器工業 漆器工業
 玩弄品工業 張物工業 練物工業 大工棟梁 屋根屋但前手伝類 左官但前
 繡箔工業 扇團扇骨工業 畫工 塗師 蒔絵師

この建議に対して、翌16年4月2日、京都府知事北垣國道の名の下に、京都府令甲第19号が布達される。

(史料2) 甲第十九号

上下京区内ニ住居又ハ寄留シ別紙ノ商業工業ヲ営ムモノハ申合セ左ノ各項ニ随ヒ
 組合ヲ設ケ便宜規約ヲ定メ本年六月三十日限り開申当庁ノ認可ヲ受クヘシ爾後之
 ヲ変換加除スル時ハ其都度開申認可ヲ受クヘシ此旨上下京区一般ニ布達候事(但
 シ組合名称及ヒ役員ノ変換組合人員ノ増減ニ限り名称并ニ役員ノ變換ハ其都度人
 員ノ増減ハ毎年一月中前年分届出ベシ)

明治十六年四月二日

京都府知事 北垣國道

組合名称○組合役員并ニ撰挙法及其職務権限○組合役員及組合人姓名居所○組合
 ニ係ル経費収支方法○同業開廃業者取扱方法○組合集議方法

組合業目

- 3 高橋眞一編『京都商工会議所史』京都府商工経済会, 1944年, 52—53ページ。この組合業目は、すでに周知のところであるが、甲第19号にいう「組合業目」との対比が重要な論点のひとつと考えられるので、あえて、ここに記載する。
- 4 甲第19号の組合業目では「呉服諸国売捌商持下」と記している。
- 5 甲第19号の組合業目では「糊置工業」と記している。
- 6 甲第19号の組合業目では「大工」とのみ記している。
- 7 甲第19号の組合業目では「屋根屋」とのみ記し、この後に「手伝類」の業目が独立する。
- 8 甲第19号の組合業目では単に「左官」とのみ記す。
- 9 甲第19号の組合業目では、このあとに「描金師」と「瓦工業」があげられる。

(中略……藤田注)

右各項ノ如ク類別スト雖トモ其分合ハ一々組合商工ノ便宜ニ任スルモノトス

『京都滋賀新報』(明治16年4月10日)

この甲第19号があげる組合業目と建議のそれとを比べると興味ある事実に気付く。甲第19号の組合業目は、先に紹介した建議の組合業目の名称のうち圈点部分を欠いた表現のものから成り立っているということ、これである。これに、注6～8に記した事実を勘案すると、商工會議所側は「卸売商」・「親方」・「棟梁」の組合組織を目論見たのに対して、行政側はそれを排除し、「卸売商」・「親方」・「棟梁」をも構成員として含む、当該業を「営ムモノ」全員による組合組織を構想したと解釈できる。いいかえれば、會議所側は「卸売商」など旧来の有力業者の地位保全のための組織を求めるに対し、行政側は明治国家における経済関係諸法の整備が未だ行われていない段階における業界秩序の維持のための組織を求めたと思われる。以下に紹介する事実関係からも、この判断は支持されよう。

さて、京都の商工業者による組合組織を結成せんと動きは15年1月ごろにすでに確認できる。以下の記事に明らかである。

(史料3)

当地集産場は開場以來追々物産も集り随がって販売の高も巨額に騰るをもって今回更らに出品人夫々へ組合總代を置くよし

『京都新報』(明治15年1月11日)

(史料4)

当地集産場は客年も報道せし如く出品便利の爲各商毎に總代を置ことに究り一部分に一人づつを投票せしが多数によって左の通り治定せり陶器は清水六兵衛錦光山宗兵衛銅器は金谷五郎三郎吉田安兵衛漆器は保野喜助扇は底阿弥定晁団扇は仲越伝兵衛呉服鹿の子は上田清兵衛織物は小西治郎右衛門諸糸組物は寺村助右衛門筆墨硯は藤野雲平塗師蒔絵は浅野友七眼鏡硝子は向興兵衛袋物は中尾宇助呉服は西村治兵衛茶は美野部忠兵衛玩弄物は並河清右衛門等なりと

『京都新報』(明治15年2月11日)

(史料3)(史料4)から、陶器・銅器・漆器・扇・団扇・呉服鹿の子・織物・諸糸

10 (史料2)について「組合業目」の部分の本稿で略したのは、このためである。

組物・筆墨硯・塗師蒔絵・眼鏡硝子・袋物・呉服・茶・玩弄物の業種に組合総代が設けられたことがわかる。このような組合組織化の動きは同じころに滋賀縣でもみられる。『京都新報』は、大津商法会議所が「大津・彦根・長浜・八幡四市街」に「各商工仲間組合を設けたしと県令への建議案を議定」したと報じる（明治15年2月1日）。

ここに述べたような組合組織化の動きが高まるなか、15年11月の建議が作成される。が、この建議の内容についてはその決定をみるまでにはいろいろ議論が会議所内でたまたかわされたらしい。次の史料が残っている。

(史料5) 京都商工会議所

数回報道する如く同会議所は去る臨時總會を開き数十名の会員が出席され審議の未建議案は文案のまま可決せしが組合業目に至りては組合方および業目の内にも立べきものと立がたき物とありと夫が為調査委員七名を撰ぶ即ち浜岡光哲西村七三郎市田文次郎山鹿九郎兵衛川島甚兵衛川村清七中村栄助の諸氏が当撰されたり『京都滋賀新報』（明治15年12月13日）

(史料6) 京都商工会議所

同会に過日組合業目につき取調委員七名を選定せられしことは既に此程記せしが尚聞くとともに據れば去る十二日委員会を開き組合業目の修正案を定められたり其業目は商業に在りては呉服太物卸売商等を始めとなし凡そ四十七日なり又工業にあつては織物業物を始として凡そ二十五日なり

『京都滋賀新報』（明治15年12月15日）

(史料7) 京都商工会議所

前号の紙上に報道せし如く一昨十四日同所の總會は出席人甚だ少く議事は組合業目の修正案にして過日委員を選定し其實際を取調べしめたるものなれば組合をなすを必要とする業目のみにて極めて着実に取調べありしを以て一二の修正を加へて全く議了せり

『京都滋賀新報』（明治15年12月16日）

以上から、建議の日付は「15年11月日」となっているが、「組合業目」に修正を加え、京都商工会議所において建議に関する「議事」がすっかり「議了」するのは15年12月14日のことであつたことがわかる。このあと、15年の12月末日までのいつれかの日に建議が京都府庁に提出されたことは間違いない。(史料8)の記事が残っている。

(史料8) 商工会議所

全所に於て昨年京都府下各商の組合を定めんことを議決し府庁に上申されしが去る二日甲第十九号を以て各商組合を設け規約を定め六月三十日限り申出づべき旨を布達せられしに付き一昨十六日全会議所に於て組合業目を定むるがため委員集會して協議会を開かれたり

『京都滋賀新報』（明治16年4月18日）

建議作成段階において問題とされた「組合業目」のことが、甲第19号布達後の16年4月段階でもあらためて議題となる。布達と建議との間のちがいが問題となる。（史料9）は、そのちがいがいかなるものであったかについては具体的に報じているものではないが、重要である。

（史料9）商工会議所

一昨十六日京都商工会議所定期会の議事……（中略）……甲第十九号の議は本会の異見と齟齬する廉もあれど今更詮方なければ准勤業課に一任せんのみといふ説にて本会は全く了りたりと

『京都滋賀新報』（明治16年5月18日）

（史料9）のいう、会議所の意見と「齟齬する廉」とは、これまで述べた事実関係からして、組合業目をめぐってのことであったと思われる。それはともかく、商工会議所は「今更詮方」なしとして甲第19号の線で組合設立に乗り出す。16年5月29日、商工会議所は各組戸長役場にも、この件につき伝達の労を依頼する。

（史料10）商工会議所

一昨廿九日京都商工会議所より各組戸長役場へ今般組合設立の義に付毎日本会役員一名宛当所へ詰合居候間各業者に於て自然組合の旨趣等開合度件有之候はば直に本所へ罷越遠慮なく協議を遂らるべき旨部内限り通達ありたしとの趣を照会ありしと云ふ

『京都滋賀新報』（明治16年5月31日）

こうした商工会議所の動きをとまなうなかに、半禁商¹¹・鹿子商¹²・薬種商が会議所にそれぞれ集まり、組合委員の選挙あるいは組合取締方法などについて会議を開いている。しかし、ことは、必ずしも順調に運ばない。（史料11）はこう記す。

（史料11）商工組合

11 『京都滋賀新報』（明治16年5月27日）

12 『京都滋賀新報』（明治16年6月2日）

京都府本年甲第十九号の布達によりて各商工組合設立のことは昨三十日限の管の
 処^も実^行の難^に付各商工の願ひにて本月三十一日迄延期せらるる旨更に達せら
 れしが兎角に期限が延れば随^つて施行も弛^の弊あれば這回は右様の寛緩を与へぬ
 やう会議所より干渉し日限内には必らず組合を取究むることにさるるよし

『京都滋賀新報』(明治16年7月1日)

これで明らかのように商工会議所は甲第19号が指示した6月30日までに商工組合設
 立の^手続を終えることはできなかつた。が、ここに一旦延長した7月31日にいたつて
 も、^手続は終らなかつた。「議件」がなお残っていたからである。そのひとつに府勸
 業課よりの以下の諮問がある。

(史料12) 京都商工会議所

昨日午後一時より同所に於て役員会を開かれたるが其議件は左の如き勸業課の諮
 問に係ることなりしと聞く○凡そ甲第十九号布達により組合を為者は某商工組合
 某業組合となし某商会某社等の名称を付せざらしめんと欲するも差支へなきや○
 同業にて組合を分つ者は如何なる名称を以て区別すべきや○同組中の小前は如何
 なる名称を附し区別を判然たらしむべきや○組合役員は名称を一定せしむべきや
 果して然らば其名称はいかがすべきや等なりしと聞く

『京都滋賀新報』(明治16年9月20日)

(史料13) 報答書

去る十八日付を以て京都府勸業課より商工会議所へ諮問されたる報答書は左の通
 りなりしと

一各商工組合名称ノ義ハ某商会某業者等ノ名義ヲ用ヒス総テ某商組合某工或ヒハ
 某業組合ト一定ノ名称ヲ附スル方可然義ト奉存候

一企業数個ノ組合ヲ為スモノハ第一何ノ組合第二何ノ組合ト順次ヲ逐フテ名称ヲ
 附シテ区別スルヲ可然ト奉存候

『京都滋賀新報』(明治16年9月23日)

明治維新时期における諸市中商社が株仲間の性質を有したことはすでに先学の指摘す
 るところであるが、この勸業課の諮問は、甲第19号がその設立を目論見る組合に株仲
 間の色彩を与えることを警戒する京都府の意志を示すものと解され興味深い。こうし
 た府の意図を体しながら商工組合設立のための作業は進行する。7月に入ると、各商

工組合からそれぞれ規約書が商工会議所に提出される。が、9月にいたっても規約書の条文についての審議は続けられたと思われる。

〔史料14〕京都商工会議所：

同所に於て一昨三十日役員会を開き各商工組合より差出せし規約書を討議さるるの都合なりしが何分規約は熟覧のうえならでは其利害得失を決しがたしとて役員は各々数組の規約書を分担して持帰りこれに意見を附箋して互ひに廻送交換し務て疎漏なきを要せらるるといふ

『京都滋賀新報』（明治16年8月1日）

〔史料15〕京都商工会議所

同所に於て昨廿六日午後一時より甲第十九号の布達にかかる各商工が差出したる規約書中開廃業取扱ひ方法の条規に對し審議さるる廉ありて役員会を開かれたり

『京都滋賀新報』（明治16年9月27日）

かくして、明治16年12月はじめまでには、太物藍染工業を残し、他はいつでも規約を府へ提出したと思われる。これを受けて、京都府勸業課は12月4日、まづ「呉服商（呉服小売商）」に對し、その規約書の認可証を下付している。

〔史料16〕藍染業の紛紜

京都各商工組合設立の儀は追々整頓し各業共既に規約を其筋へ差出す趣なるが独り太物藍染工業者のみは未差出さざるに付何故ぞと尋ぬるに同業中に於ては右組合規則を設くるに付是迄よりは一層染料を良くし其染代を直上せしため其計画中一同暫時休業し其直上を承諾せし花主のみの品物を染め不承知の人の品物は互に染めぬ事と取極め若しこれに背くものは五百円の違約金を取るべしとの約束を結びたるに其中数名の者が其約に背き休業せしより各々五百円づつの違約金を取らんとて一の紛議を惹起し遂に此程京都始審裁判所へ持出したり此等の紛紜によりして同業に限り未だ規則も出来せぬとの事なり

『京都滋賀新報』（明治16年12月4日）

〔史料17〕規約認可

本年京都府甲第十九号布達に基き各商工より差出したる規約に對し昨四日始めて呉服商（呉服小売商）頭取熊谷市兵衛氏を勸業課へ招かれ規約書の認可証を下附されしが以後は日々認可済の向を各商工へ下附さるるよしなり

『京都滋賀新報』（明治16年12月5日）

以上によって、15年11月の「商工組合設立ヲ願フ建議」は、『京都商工会議所史』がいうような「直に採用された¹⁴」ものでなかったことは明らかである。また16年4月の京都府甲第19号に従って組合が正式に設立されるのは当初の予定より遅れて16年12月に入ってからのことである。

17年に入ってからのごうした組合の機能を伺わせる一例として以下のものがある。

(史料18) 呉服商会議

今廿日京都商工会議所に於て上下京の呉服商が總會を開く由なるが右は近來区々になりし呉服の売場直段を一定する為なりと云ふ

『京都滋賀新報』(明治17年6月20日)

さらに、17年9月30日、京都府達甲第95号¹⁵が發布され商工業組合の設立はさらに進んだようである。すこし後年の記事であるが、(史料19) から推測できる。

(史料19) 商工業組合

京都各商工業者は明治十七年九月卅日京都府達甲第九十五号の發布以來追々組合を設け規約を定め何れも其業に聊んずるに至りしが如何なる心得のものにや今尚此組合に加入せざるもの住々あるよしなれば是等の輩は不日違警罪を以て論ぜらるることに相成よし尚上下京区現存の商工組合員数は衣類并に附屬品にて五千九百五十九人、器具類にて五千二百七十二人、食用并に日用品にて九千百六十人、建築工商にて千六百七十七人、雜種商工にて千八百九十八人、合計二万三千九百五十二人此組合数百八組なり

『中外電報』(明治19年12月9日)

III 18年甲第50号京都府同業組合準則と営業組合格約書

前節で述べたような事実経過が京都において展開する一方、中央では農商務省が17年11月27日同業組合準備を定め各府県に達する。これを受けて京都府は、18年4月13日甲第50号同業組合準則を定め、府下に布達する。その前書はいう。

(史料20) 官令甲第五十号

全業組合準則左の通相定候条此旨布達候事、但明治十六年(四月)当庁甲第十九

14 前掲『京都商工会議所史』51ページ

15 現在のところその原文は不明である。後日の発見を期したい。

号布達（上下京一般）に基き組合の認可を受けし分に於て此準則に抵触するものは
来る六月三十日限更正又は追加規約を作り更に開申認可を請ふへし

明治十八年四月十三日

京都府知事 北垣國道

『日出新聞』（明治18年4月16日）

かくして、明治17年甲第19号による商工組合は、明治18年甲第50号に従った同業組合に編成替えされる。といっても、全ての商工組合を対象としたわけではないのであるが。ついで18年6月、京都府は甲第50号にもとづき「営業組合格約書」を施行する。

（史料21）営業組合格約書

明治十八年本府甲第五十号布達組合準則に基き同業者四分三以上の同意を以営業組合格約書を設け府庁の認可を経て施行すること左の如し

第一章 組織

第一条 当組合は何々品を製造（或は卸売仲買小売又は工業なれば何々業）者一般同盟して組織す

第二章 名称

第二条 当組合は何々商（或は業又は工又は商工等）組合と稱す

第三章 地区

第三条 当組合は上下京（或は上京又は下京等）区内を以同業組合の地区と定む

第四条 前条地区内を（上下京を地区と定め其内一区宛に區別するか或は上下京区を四又は六等に小区別するの類）左之幾部に分ち以て氣脈の貫通を図り及び取締議員撰挙又は費用徴収等の便に供す

甲部何々 乙部何々 丙部何々

第四章 事務所位置

第五条 当組合の事務所は何京区何組町戸と定む

第五章 目的及方法

第六条 当組合の組成の目的は營業上の氣脈を貫通し同業一致正実を旨とし互に信用を保持し専ら當業の隆昌を図り副利を増進するに在り其要領左の如し（此各項に記すべき要領概略は別紙参照書にあり見合すべし）

一項何々 二項何々 三項何々 四項何々 五項何々

第七条 前条目的の事業執行する其方法左の如し

第一項に対する方法は何々 第二項に対する方法は何々 第三項、 第四項、
、 第五項、

第六章 役員及権限

第八条 当組合は左の役員を置く

組長一員 副組長員 委員々 書記員

第九条 組長は組合営業上の取締及諸般の事務を綜理す其大概左の如し

第一当業改進の方法を計画し同業の利害に関する事件は速かに組合員に通告する事

第二商（或は工業）況を調査し組合員に報告する事

第三統計を編製して組合員に頒ち需用供給の釣合に注意せしむる事

第四公布達が発令あるとき又は例規に就き疑岐あるものと見認むる時は組合員に対し其取扱及心得方を通告して誤解なからしめ兼て取締を一様ならしむる事

第五組合中若し違犯者あれば速かに其旨各自に通告し警戒せしむる事

第六同業者の総代となり商工会議所に臨会する事

第七前項決議せる事件を施行する事

第八組合諸会議に議案を発する事

第九組合諸会議に於て決する事件を施行する事

第十組合員の違約者を委員会に付し処分する事

第十一新規開業願書に奥印し及組合名簿を整理する事

第十二組合の紛議を調和する事

第十三組合営業上の統計及商（或は工）況其他組合に係る事件を府庁に開申する事

第十四府庁の招喚に応じ又は主任官の質問に対し応答する事

第十五書記以下を進退する事

第十六役員撰挙の投票を開査する事

第十七金銭物品の出納を整理し及其事務を管理する事

第十八役員以下の勤務を監督する事

第十条 副組長は組長を補翼し組長欠席のときは代理の責に任ず

第十一条 委員は組長の伝達等を受け其部内の取締をなす其取扱事項大概左の如し

第一部内営業上の統計を調理し商(或は工)況を調査し其他取締に関する事項を組長に報告する事

第二公布公達及組長通告の事件を部内に伝達する事

『日出新聞』(明治18年6月28日)

第三部内同業者の負担に係る徴集金を取集むる事

第四組合会議に於て議決せる事件を部内同業者に施行する事

第五委員会に臨席する事

第六正副組長及び委員公撰の投票を取集及議員公撰の投票を開査する事

第十二条 書記は正副組長の指揮を受け記録会計其他の庶務に従事す

第七章 役員撰挙

第十三条 正副組長は組合員一同の投票を以て撰挙す

第十四条 各部委員は部内同業者の投票を以て撰挙す

第十五条 正副組長委員は組合地区内に住居し満廿五年以上の男子にして左の各項に触れざる者に限る

第一白痴風癩

第二軽罪以上の刑又は賭博犯に処せられし者

第三身代限の処分を受負債の弁償を終へざる者

第四当業に関する公布公達又は規約に違ひし者

第十六条 正副組長委員の撰定は投票の多数に拠る投票同数なれば年長を採り同年なれば抽籤を以て之を定む若し当撰者其撰を辞する時は順次投票の多数を採る

第十七条 正副組長及委員の撰定終らば直ちに其旨当撰者に達し且つ其住所姓名を組合員に報告し同時に区戸長を経て府庁に開申するものとす其交迭の時も亦全じ

第十八条 正副組長及委員の任期は二年とし満期再撰するを得

第八章 会議規程

第十九条 会議は通常会臨時会委員会の三種とす

第二十条 通常会は毎半年一回何月に開会し左の諸件を議定す

第一営業上の利害に関する諸件

第二組合規約の改正又は増補

第三組合経費の収支予算及其賦課方法

第四府庁及区役所諮問の事件

第五前年経費金出納の当否

第廿一条 臨時会は特に会議を要する事件あるか又は議員中三分の一以上の請求ある時は之を開会す

第廿二条 委員会は便宜に之を開き左の諸件を評定す

第一商（或は工）況より其進路の措置及取締上の当否将来の方向

第二違約者の処分

第三経費支出の当否

第廿三条 議員は各部内に於て幾人を公撰す

第廿四条 議長は組長を以て之に任じ時宜に依り組長議員中より指名して議長を撰任するを得

第廿五条 委員会の議長は組長之を勤め組長事故あるときは副組長代理するものとす

第廿六条 会議は議員過半数出席せざれば会議を開くことを得ず又会議の可決は出席議員の過半数の同意を以て定む同数なるときは議長これを定む

第廿七条 議員の任期は二ケ年とし一年毎に其半数を改撰す第一回一年期の改撰は抽籤を以て其退任者を定む但し再撰するも妨げなし

第廿八条 議員たるを得べきものは満二十一年以上の男子にして第七章第十五条に触れざるものに限る

第九章 加入者及退去者

第廿九条 当組合地区内に於て同業を営まん為め開業願書に組長の奥印を請ふときは組長先づ規約書に調印せしめ然る後奥印するものとす

第三十条 組長は前条の順序を了らば直ちに組合名簿に其族籍姓名を書記し受持委員に通告すべし委員は之を部内へ報告するものとす

『日出新聞』（明治18年6月30日）

第卅一条 当組合員にて其営業の規模を異にするか又は独立分離の事情ある場合に於て府庁の認定を請けし者の外は何等の事由あるも此組合を脱し独立分離す

るを得ず

第十章 費用の支出及徴収賦課法

第卅二条 経費は大概左の項目により毎年総会に於て予算及賦課の方法を議定し
区長を経て府庁に上申し収支するものとす

一役員給料 一事務取扱費 一商工会議所費 一雑費

第卅三条 前条経費は毎半季(六ヶ月分)分前徴収をなし委員に於て取集め事務
所に於て管理するものとす

第卅四条 正副組長以下給料手当等左の如し

組長幾何 委員幾何 書記幾何 小使幾何

但し旅費は之を予め其支給額を定めず之を要する時に臨み里程の遠近等を量り
役員会に於て議定するものとす

第卅五条 各部委員事務取扱に要する費用は役員会に於て毎月の予算を議定し三
ヶ月分づつ仮渡しを置き四ヶ月毎に決算せしむるものとす

第卅六条 経費は其年四月一日より翌年三月卅一日迄を年度とし年度後二ヶ月内
に必ず決算報告するものとす

第十一章 違約者処分法

第卅七条 前各条規約に違反するものは委員会決議の上金何程より少なからず金
何円より多からざる違約金を科し又は何月より少なからず何月より多からざる
間互に取引を為さざることもあるべし此場合に於ては其旨府庁に具申すべし但
し徴収金は組合の経費に充つ

第卅八条 前条の場合に於て其姓名住所及違約之理由を組合員一同へ報告し尚新
聞紙等を以て世上に広告することあるべし

第十二章 附則

第卅九条 本組合同盟者の証として左之雛形通鑑札を製し各自門戸見易き処に掲
げ置るものとす

〔木製〕
又は紙



雛形

曲尺何寸

第四十条 組合中前年の事蹟及組合員の増減は翌年一月十五日迄に府庁へ開申す
る者とす

参照

第五章目的の要領各項に記載すべき其大意左の如し但し是は製造家に依て示せ

しもの故各商工共此例に照準し可成的詳細に記載するを要す

一粗製濫造之悪弊を矯正する事

二精良品製造之方法を互に誘導する事

三売買価格を可成一定にする事

四投売等を為す者を矯正する事

(ママ) 五精品を安価に販売する方法を計画し販路の拡張を図る事

六他人の注文約定品を競売せんがため買主へ安価の調整を申立他人の約束を破約せしむる事

七同業間手形取引の道を開き資本の流通を図る事

八売品代価不払人及不当の直引等為す者へ以後品物売与せざる事

九雇入人教育引立之事

十雇入不当の所業を為すか或は自儘に暇を乞ふか又は脱走する等の事

『日出新聞』(明治18年7月1日)

上記の「営業組合規則書」は、圏点部分を注意して読めば容易にわかるように、同業組合が価格規制機能・雇傭規制機能・取引規制機能を有することを示しており、——「参照」の部をみよ——、さらにこの規定は「加入者及退去者」にみる加入強制の理念と「違約者処分法」にみる取締規定によってその実効性が保障される仕組みになっている。明治18年甲第50号では単に加入強制の理念が明示的にうたわれているのみであることを考えると、この「営業組合規則書」の有する意味は看過できない。

それはともかく、甲第50号にもとづく同業組合規約の「更正」あるいは「追加」の手続きは予定通りには進まなかったようである。次の記事がある。

(史料22) 組合規約の調査

向に京都府勸業課より商工組合長へ更正規約を製定し六月三十一日限りに差出すべき旨を達せられしに目下生糸商及び刺繻工の二組合より差出したるのみにて其他ははまだ差出さざるに付一昨日更に各組合へ督促になりたり就て今度は京都商工会議所に於て従前とは違ひ余程緻密に調査するよしまた京都生糸商は是迄上下両区に分れありしが斯ては組合上に不都合もありとて今度は上下京区連合にて京都生糸商組合と改称せりといふ

『日出新聞』（明治18年7月15日）

このように、組合規約の「更正」・「追加」の手続きが予定より遅れた理由はよくわからないが、「営業組合規則書」で明示される違約者処分等の効力をめぐっての議論がその理由のひとつでなかったかと思われる節がある。以下2点の史料をあげておこう。

（史料23）商工役員会

十六日午後六時商工会議所に役員会を開き今要各商工組合規約編製に付て同業者が申し合せ上及び違約処分等の義に付効力のある処且其他の疑議に渉る件々を説議し其終決は之を勸業課長に打合せたるよし

『日出新聞』（明治18年7月18日）

（史料24）商工組合会議

京都の商工組合員は去る四五の両日京都商工会議所に於て規約編纂上に付利害得失を審議したるが昨八日も又組合の正副組長が集りて違犯者処分法等の規約更正方を議したりと

『日出新聞』（明治18年8月9日）

先にあげたごとく、生糸商と刺繍工の組合を除いては6月30日の期限に間に合わなかったが、遅れをみせながらも「更正組合規約」の「編製」作業は続けられたようである。たとえば、¹⁶蠟燭商は18年8月14日、¹⁷縮緬商は同月21日、いずれも商工会議所で、準則にもとづく「規約更正」のための組合集会を開催していることが記録上明らかである。これら「更正」・「追加」手続をへて出来上がった各組合規約が先の「営業組合規約書」に則るものであったことは、銅器工の組合規約に関する次の記事から明らかである。

（史料25）京都銅器工の規約

京都銅器工は今度更正組合規約を編製せしが其規約は十章六十一ヶ条にして此程既に其筋の認可を得たるよし其中第八章の同業者が目的実行の方法に関する条項を聞くに組合員は誠実を旨とし粗造品を製し之を濫売する等の義は毫も為すべからざる事、売買代価は正当を主とし他に既に得意品あるを知て其注文主え安価の調製を申立之を破約せしめ或は構無を以て他の得意を誘惑する等不実の所業を

16 『日出新聞』（明治18年8月14日）

17 『日出新聞』（明治18年8月22日）

為す可らざる事、売買代価の不払を為し又は不当の直引等するものあり被害者より組長へ申出るときは組長は之を調査し該人に対し代金払渡のことを論し尚之れに応ぜざるときは其住所姓名及び事由を記し組合員一般へ報告すべし然るときは組合員は組長より更に該金払済又は示談済の報告ある迄の間は該人に対し一切取引を為す可らず但し不払人組合員外にして取引を求むるときは直ちに前取引者へ通告すべき事組合員に於て一時金融の爲め或は其他の事情ありて製品を投売せんとするときは必ず委員へ申出べし委員は之れを組長に諮り成るべく組合員中に於て相当の評価を以て之を買得することに周旋する事組合員は毎月製造又は売買数量代価を計算し翌月五日迄に組長へ差出すべき事、組合員は常に世上需用供給の釣合を觀察し物品の製造に注意すべし其釣合を顧みず濫りに製造すべからざる事時勢の変遷産業の興廢嗜好の適否に注意し販路の拡張を図るべき事組合員中に於て有益物を発明せしときは組長へ申出べし組長は役員会に諮り需用の販路流行の適否製造の難易其他利益に係る要点に充分の審査を遂げ果して公益ありとする時は其細大に依り相当の賞金を附与し又は二ケ年以内組合中に於て独売を許すべし但し有益なる改良を加へたるものも本条に據る事前条の独売を許したるときは組長より直ちに商工会議所及組合員一般へ報告すべし然るときは組合員に於て其独売期限内該品を擬造又は模造するを得ず但し其物品の見本は事務所へ備へ置き組合員の参考^に供する事組合員は營業上の利害に関することを認むるときは何事に拘はらず組長へ報告する事等にて此他同章中に第三節は修業人職工取締及び教育の方法などあれど他の規約と略同一なれば之れを省く尤右の条々に違約するものは普通の処分方法を設たり又、近日組合(人員凡六十名)惣会を開き役員^の改撰を為すと云へり尚又商況は昨十八年夏頃に比し目下稍振ひ茶器の類は相応に売れ就中上品は捌方よし併価額安直ならざれば売口遠し

『中外電報』(明治19年1月6日)

以上、京都府は18年の同業組合準則と営業組合格規約書によって同業組合組織化政策を推進するわけであるが、その政策対象は決して無差別すべての業種業界にわたるといふものではもちろんない。18年8月の農商務省の指令にもとづき「重要物産の改良蕃殖に関する農商工業者の組合に限り適用」と、京都府が布達するのは明治18年12月14日のことである。とはいえ、行政当局が想定していなかった業種業界にも同業組合準則にもとづく組合の設立を試みる動きがあったことは否定できない

〔史料26〕京都府布達

嚮に京都同業組合準則の布達ありしより、同商業にても組合を組織すれば認可相なるべきものと心得種々の小商業までが組合認可の儀を預出で為めに官民とも余計の手續を費すとなれば其煩ひを省かんために一昨十四日京都府知事より左の如く布達せられたり

当府本年四月甲第五十号布達同業組合準則は重要な物産の改良蕃殖に関する農工商業の組合に限り適用候儀と心得べし此旨布達候事

『日出新聞』（明治18年12月16日）

それはともかく、すでに（史料19）が示しているように、明治19年の時点における上下京区内における商工業組合は合計 108 組合あるが、そのくわしい内わけは表 1 のごとくである。これらの組合はまづ16年甲第19号にもとづき、17年甲第95号の発布にさらに力を得て続々と設立されたものと推定される。が、（史料20）ならびに（史料26）の文言から推測できるように、このすべてが18年甲第50号京都府同業組合準則による組合であったとは考えがたい。表 1 は16年甲第19号によるものと18年甲第50号によるものとの両者の同業組合を含むものと思われるが、それぞれの組合がそのいずれに属するものであるのかについては、現在のところ史料不足で判断しがたい。

とはいえ、16年甲第19号によるにせよ18年甲第50号によるにせよ同業組合の設立が次第に進んだことは疑い得ない。こうした同業組合体制の成立を背景に京都商工会議所は18年12月その規則を改正・同業組合をその正式構成要素とするにいたる。規則の第2条はうたう。「当会議所ハ商工同業組合ノ首席役員並ニ商工業者ニ資望アル者及ヒ学識経験アル者等ヲ以テ組織ス」。

IV 20年における府勸業課と京都商工会議所の対組合施策

前節でみて来たように、18年から19年にかけて同業組合体制は成立したとみられる

- 18 前掲『京都商工会議史』は「17年に入り112の同業組合が設立されるに至り、各組合長も会員となり、前者を通常会員、後者を組合会員と称した」（41ページ）とするが、これまで述べた事実経過からみて「17年に入り112の同業組合が設立」という記述は不適切と思われる。その数字の出典も不明であり、疑問とする所以である。『中外電報』（明治18年5月24日）は「商工組合は総数111組合との数をあげている。また組合長が商工会議所会員となるのは本文にも触れるように18年12月以後のことである。」

表1 明治19年次上下京区内商工同業組合名と組合員数

(『中外電報』明治19年8月14日より)

組合名	員数	組合名	員数	組合名	員数	組合名	員数
西陣織物業	1620	糸総茶染工	37	鉄鋼金物商	13	造醬油商	51
生糸商	106	張物工	146	銑銅器商	223	味噌商	143
糸物商	261	張物艶打工	72	上京銅鍍利器商	130	薪炭商三郷組	212
縮緬商	75	友禪工	160	下京 "	149	油蠟燭商	608
鹿之子絞商	51	練物業	43	扇子商	122	他国醬油商	31
染呉服商	232	絞上絵工	49	玩弄品商	201	澱粉商	52
木綿商	166	下絵彩色工	122	団扇商	32	第一魚鳥商	781
関東織物商	15	繻業	232	扇骨工	65	第二 "	52
西陣織物協信組	59	織物絞工	29	銅真鍮工	77	海産物鳥類商	254
" 真盛組	25	糊置工	170	陶器工商	58	下京烟草商	245
呉服十仲間	8	中形紺染工	32	西鑄物商	72	上京 "	129
呉服商弘榮組	43	紫染工	32	東 "	76	紙商	581
布商	9	木綿紅染工	21	陶器画工	52	酒造商 ^c	141
上京呉服染悉皆商	315	鹿子絞業	35	銅器鑄物工	30	材木商	162
下京 "	481	糸練工	11	上京婦人裝飾品商	230	大工業	13008
麻苧布商	107	呉服小売商 ^a	443	下京 "	443	竹商	51
和洋木綿糸商	37	地金延線商	10	畳商	7	瓦商	36
西陣市場買次商	46	上京古道具商	925	木具指物商 ^b	339	絵皮屋根工 ^d	110
舶来反物商	74	下京 "	1163	米穀商	1050	金銀箔商工	180
綿商	175	舶来雜貨商	86	薪炭商	1008	仏画工	33
藍染工	110	陶器商異組	195	菓子商	1795	上京古着商	312
紺染工	112	栗田陶器商	40	酒商	638	下京 "	695
纈纈業	46	京都陶器商	126	魚鳥市商	24	上京質商	156
糸錠染工	30	漆商	13	砂糖商	182	下京 "	194
茶染工	104	漆器仕入商	68	干魚干物商	187	藥物商	212
紅染工	81	漆器工	180	昆布干物商	305	染料絵具商	91
糸総紺染工	23	諸金物商	34	塩醬油商	701	雇人請宿業 ^e	25
						(総計人員)	23952

注 a 以上衣類ならびに附属品関係組合

b 以上器具関係組合

c 以上食用ならびに日用品関係組合

d 以上建築関係組合

e 以上雜種関係組合

f この数字は明治19年4月の調査のものと思われる。

『中外電報』明治21年5月6日

が、20年に入ると、府勸業課はこれら同業組合について、組合設置の効果あるいは事業成績などに関する「組合事蹟」の調査を行っている。その報告例を二三あげよう。

(史料27) 組合事蹟

京都府勸業課にて昨今府下各商工業組合事蹟の調査中なることは既に報道せし処なるが紙商澱粉商呉服染悉皆商檜皮屋根工の四組合は既に一昨日を以て京都商工会議所を經由し其事蹟取調書を京都府庁へ差出せり今右の内呉服染悉皆商組合創立以來既に三ヶ年を経過せしと雖ども未だ完全の場合に至らず且此業を営みながら側ら呉服類を小売するものは組合加入せざる向あるを以て全く同業者一致の域に至らず(後略)

『中外電報』(明治20年6月1日)

(史料28) 建具商組合の事蹟¹⁹

京都建具商組合設立後の事蹟昨十九年中の取調書を見るに組合設置の効業は未だ著しく見るべきなく其弊害の亦新たに発生したるものなし(後略)

『中外電報』(明治20年6月8日)

(史料29) 呉服商榮組の事蹟

京都呉服商榮組十九年中の事蹟取調書を閲するに「組合設置の効果」組合設立後著しき効果を見ずと雖ども不私人の如きは幾分敷減少の姿にて取引上困難少し「同設置の弊害」新たに生じたる弊害なし(後略)

『中外電報』(明治20年6月15日)

(史料30) 縮緬組合事蹟

昨十九年中同組合事蹟中の要左の如し(組合設置の^{効果})組合を設けたるが為め未だ著しき効果を見るに至らず(組合設置弊害)組合設置以來新に生じたる弊害なし

『中外電報』(明治20年6月22日)

(史料31) 組合事蹟取調

京都陶器工商異組組合昨十九年中の事蹟取調書を見るに「組合設置の効果」組合を設けたるが為め営業上及び業者間粗製濫売の弊害を減少す職工に証票を与へたるが為め従来の弊害を矯正す中等以下の製品に於ては価格は一定するに至らずと

19 19年2月に設置されたこの組合が、表1にその名が見えない理由はいまのところ不明である。

・ 雖ども当事者互ひに氣脈を通じ濫売の弊害を減ぜり (後略)

『中外電報』(明治20年6月25日)

以上極めて限られた事例であるため一定の結論を下すのは差し控えねばならないが、陶器工商異組が「組合設置の効果」を積極的に認めているだけで、他はいまだ著しい効果を見ずという評価にとどまっているとあって良い。このように、勸業課は組合事蹟の調査を行う一方、組合規約書の一部修正の指示を行っている。

(史料32) 組長召集

京都府勸業課にては各商工組合規約の条項中へ修正を加へ此程附箋を為して京都商工会議所へ交附されしに付明日及明後日の両日を以て各組長を同会議所へ召集し右修正に係る意見会を開くと云へり

『中外電報』(明治20年5月22日)

(史料33) 規約修正

京都各商工の規約上に往々不都合の廉ありて今度其筋より修正を命ぜられたるに付各組合は昨今臨時会を開きて之が修正に着手し居ることなるが其修正は大抵規約上に記載しある雇人が雇主に対し欺きて解約したるもの或は承諾を得ずして家出したるものは甲雇主が承諾の上に非ざれば乙雇主が之を使用するを得ず又其雇人が家出せし後自立營業を為す時も前雇主が承諾なき以上は取引せざる等の項は繪て削除し又何々組とのみ称し来る組は必ず何々組合と修正すること及是迄組合員の營業に関する願届書に組合長が調印し或は開業の願書又は組合員の代替り改名廢業等の届書に調印し來りたるを削除若くは更正する事等に止まれり

『中外電報』(明治20年5月29日)

(史料34) 組長召集

各商工組合規約書修正の儀に付去る廿九日より一昨卅一日迄に商工会議所召集し更正方を示されたる組合は糸物商・上京煙草業・金銀糸商・織物紋工・仏画工・畳表商・漆商・糸緞紺染工・下京煙草業・米穀商・縹絞業・造醬油塩商・酒造商・紺染工・舶來反物商・友仙工・糸錠染工・縮緬商・砂糖商・金属工商・建具業・呉服商業・下絵彩色工・漆器工商・仲次商・味噌商・木具指物工・鹿子絞商・鍋釜鋳物商・薪炭商等なりと申す

『中外電報』(明治20年6月2日)

(史料35) 紺染工組合役員会

同組合にては今度従前の規約更正の儀を勸業課より達せられ就ては其の改正上職工取締の事に関し協議を要する廉あるよしにて明三日役員会を開らき協議を遂げ其の内重要な箇所は商工会議所の意見を語り其理由書を作りて勸業課に差出す都合なるよし

『中外電報』(明治20年6月2日)

上記の史料、わけても(史料33)から、勸業課が今回の規約修正の指示に際して念頭にしていたのは、同業組合から株仲間間的な雇傭規制機能を取りあげようとする事にあつたことがわかる。

それでは、この年の京都商工会議所の対組合施策はいかなるものであつたらうか。同業組合が商工会議所の構成要素となるにいたつたことについては、すでに前節で触れた。明治20年12月3日の総会の議案をみると、同業組合との関係を更に密接にしようとする動きのあつたことがわかる。まづ史料をかかげる。

(史料36) 京都商工会議所の総会

来三日を以て開く同総会の議案は(中略)第三号同会議所規則中改正の件第四号商工組合監督規則第五号組合不加入者違警罪処分建議の件第六号同業組合準則に依り組合設立認可の標準(後略)

『中外電報』(明治20年12月1日)

(史料37) 京都商工会議所の議案

(前略)

第三号当所規則中改正議案

一 第三条中第三項第四項を左の如く改正す

一 商工組合を監督すること

一 商工業に関する紛議を調和すること

右第三項第四項の突施法は別に之を定め本府の認可を受けべし

一 第五条へ左の但書を加ふ

但當所経費を十円以上負担する組合は更に一名二十名以上負担する組合は更に二名を役員中より出すことを得

一 第二条中「首座」の二字を削除す

一 第六条中へ左の一項を追加す

組合会員通常会員事故ありて出席することを得ざるときは代員を出すことを得

但代員たるべき者は豫め之を定め議長の承認を受け置くべし^(カ)

第四号商工組合監督規則議案

第一章 同業組合準則に依り設立したる組合

(中略)

第七条 各組合に於て数度申入るも同業者にして組合に加入せざる者又は組合員にして組合経費を差出さざる者あり其事由を記し申立あるときは当所に於て当人に就き之を説諭すべし

第八条 組合規約を改正又は増減し或は他の組合と聯合規約を制定し又は組合を分合し若くは解散せんとするときは当所へ稟議すべし当所に於ては之を調査し其意見を付すべし但組合の解散を不可と認るときは該組合会を開き再議せしむべし

第九条 当所に於て組合の分合解散を必要と認るときは該組合に勧告することあるべし

(中略)

第二章 同業組合準則に依らざる組合

第十一条 同業組合準則に依らざる商工組合は該組合より当所組合会員に加入したる場合に於て当所の監督するものとす

(後略)

第五号 組合不加入者違警罪処分建議の件²⁰

一同業組合準則に依り設立したる組合の地区内に於て同業を営み準則第四条但書の認定を受けずして其組合に加入せざる者は違警罪に処分せられんことを本府庁へ建議すること但其同業組合は理事に於て調査し常議員会に於て議定するものとす

第六号 同業組合準則に依り組合設立認可の標準

一同業組合準則に依り組合設立を認可するの標準を定むること左の如し

一府下の重要製産物業

20 組合不加入者を違警罪で処分するという措置は、管見の限りでは、明治19年3月11日の滋賀縣の例は最も早期のものと思われる『中外電報』(明治19年3月13日)。なお(史料19)にあるように京都府でも19年12月の時点で違警罪適用のことが考えられるに至っていることは明らかである。

- 一 同右に關係の商工業
- 一 他國の製産物なるも京都の盛衰に大關係ある營業
- 一 生計上主要の營業

第三項第四項は其製産地に於て改良繁殖を図るに關係あるものを云ふ

- 一 商業の組合は問屋仲買卸売に限り小売商に及さざるを要す但小売商と雖ども必要と認るものは此限にあらず（後略）

『中外電報』（明治20年12月2日）

12月3日開催の總會で議論採決の結果、第三号は可決、第四号は否決、第五号は可決、第六号も可決と定まった。²¹

以上、20年に入ると府勸業課は組合設立の効果を調査し、そ政策の指針を得ようとしているが、設立効果は必ずしも著しいというものではなかったと思われる。しかし、これを理由に同業組合による商工業政策を放棄するというような形跡は全くうかがえない。むしろ、規約修正指示を通して株仲間的な雇傭規制機能などを否定するなかに、府勸業課はそれなりの同業組合の存続発展を策していたと判断できる。一方、京都商工会議所は第四号議案が否決されたとはいえ、同業組合準則による同業組合を、その重要な存立基盤とする方向を、さらに推進しようとしている。

V 21年～24年の同業組合

まづ、21年頃の組合数を表1のそれとの比較で述べた史料を採録しておく。

（史料38）組合数の増減

（前略）現今にては衣類并附属品にて三組其戸数六百六十二戸を増し器具の類にて二組を増し其戸数は百九十一戸を減じ食用并に日用品にて五組を減し其戸数二千九十六を減じ建築の類にては組に異同なきも戸数にて百四十四戸を増し雜種にて三組其戸数にて五百六十二戸を増し即ち合計に一組を増したるも戸数より千十五戸を減じたりと

『中外電報』（明治21年5月6日）

前節に述べた勸業課の組合事蹟の調査によれば、組合設立効果は必ずしも著しいものではなかったようだが、（史料38）は同業組合数はわずか一組ではあるが、むし

21 『中外電報』（明治20年12月7日）

る増加していることを示している。次の(史料39)は勸業課も商工会議所も組合設立に熱心であったことを物語っている。

(史料39) 組合再設の協議

京都漆器工組合は昨年解散せしも京都府勸業課より再設の事注意あるに付愈よ再設することなしたり尤も従来の組合中には人力車の塗物其他卑賤の物品を製造するものも加入せしも斯くては上等美術品製造者に於て折合あしきより今回は彼の人力車塗りの如きは省くこととせり又解散したる舶来反物商組合も再設の事を商工会議所より勧告せしに就ては規約を更正し経費の節減を旨とし再設することとせんと不日惣会を開き決定する趣

『中外電報』(明治21年5月3日)

(史料38)の示すように組合数は全体としてかわりはないのであるが、個々の組合について観察すると(史料39)からも推測できるように、設立・解散・再設・新設・紛議といった動きがかなり記録されている。そうした状況を示す史料として、当該期の『中外電報』紙から管見の限り見出し得たものを表示したのが表2である。

こうした状況の中にあっても、勸業課の同業組合政策は従来通りというよりもさらに力を入れて推進されていたように見受けられる。

(史料40) 商工業上の観察

京都府勸業課にては府下商工業の盛衰と組合の実況等を視察する為め爾來各商工業組合の定期会には必ず課員を派出臨会せしむる由

『中外電報』(明治22年2月5日)

(史料41) 組合利害の諮問

京都府勸業課は各商工業者の組合設置以来に生ぜし利害に関し左の事項を詳細調査する由にて各組合とも定期総会の際組合員は親しく評儀の上有無とも申出べき旨を達せり

組合設置後の利害如何其例を挙ぐ。原料の不精不良を矯正せし事あるや且つ効果如何。原料の購入を産地に締約し安価に買入る等の実蹟あるや其効果如何。品質等の改良を計り為に一般販路の拡張又は其計画ある事なれば其方法。荷造の粗悪なるを改良し容量等の信用確実に至りしもの又は之を為さんとするの計画あれば其方法。前項の方法を産地に要請し又は之を為さんとするの計画あるや否や職工及雇人取締の成績は何等の結果ありしや又取締法及教育其他将来の計画如何。

表2 組合の設立・解散・紛議に関する記事

記事日付	見 出 し	備 考
21. 5. 27	箔商組合の分離	
6. 14	金 銀 の 分 離	
6. 20	組 合 解 散	真鍮箔の組合
7. 21	組 合 解 散	上京古道具商・下京古道具商
〃	石 工 組 合	組合創立の動き
7. 29	組 合 解 散	澱粉商組合
9. 21	金箔商組合の紛議	
10. 21	錦 絵 商 組 合	設 立
12. 20	綿細工商の組合	設 立 計 画
〃	金箔商組合の葛藤	
22. 2. 10	組 合 の 解 散	上京区古着商
2. 22	京都大工業組合	解 散
3. 8	組 合 の 解 散	下京区古着商・紋上絵工
〃	京都商工業の諸集会	陶器画工組合設立計画
5. 17	菓子商組合の分離	
8. 2	仏画工組合規約	新 編 成
8. 10	陶器製造組合	設 立
9. 4	金箔商組合の紛議	
10. 2	紅染商紛議の続聞	
23. 2. 6	染呉服商組合の紛議	
3. 15	洋服屋の組合	規 約 作 成
3. 21	組 合 の 紛 紜	木 具 指 物 業
5. 6	解 散 の 理 由	木 具 指 物 工 組 合
5. 27	園芸業組合紛紜の続聞	
6. 13	京都書籍商組合	設 立
7. 29	組 合 解 散	扇骨工組合
24. 1. 30	布商組合の解散	
2. 14	石炭商組合設立願	
6. 27	活版業者組合を設く	

(注) 『中外電報』による

職工及雇人の貯金方法及其貯金高無之ときは将来其拳を為さしむるの方法又は計画の有無。製品の品評又は研究会を開き互に共進せし等の事実あるや其効果如何又之を為さんとするの計画あるや如何。右売買等其他組合に付て弊害如何。右の外重要な事項

『中外電報』(明治22年2月16日)

(史料42) から、先に紹介した明治20年の組合事蹟の調査の他に、明治22年にも勸業課による組合の実態調査が試みられていることを知ることができる。勸業課のみならず商工会議所も同業組合の存続・維持に熱心であった。これに関する史料をさらに2点あげておこう。

(史料42) 商工組合の紛議に就て

京都商工会議所にてはこれまで各商工組合に紛議あるも成るべくは之に干渉せずして其組合限り円滑に納めしめ来りしも近來動もすれば看過すべからざる程のものありて現に此程解散したる木具指物工組合の如きも止を得ず商工会議所の干渉する処となりて右の結果を見るに至りしものなるが以來は之を例とし其紛議の甚しきものに限り商工会議所が關係して其納りをつけしむる事にしたりといふ

『中外電報』(明治23年5月8日)

この場合は、結局解散するに至っているが、商工会議所が組合の紛議に積極的に干渉するという事は、組合の維持・存続に深い関心を有するからだと考えられる。明治24年、京都商工会議所は解散、前年發布の商業會議所条例に従って、あらたに京都商業會議所が設立される。商業會議所においては、商工会議所とはことなり同業組合はもはや構成員たり得ない。ために組合員のなかには組合も同時に解散したものと誤解するものがあつたが、商業會議所は同業組合の必要性を説き、その誤解を解消させようとしている。

(史料43) 商工業組合へ説明

京都の諸商工業組合は此程の紙上にも記せし如く旧商工会議所の解散したるを見て組合も共に解けたる如く誤解するものあるにより商業會議所にては一昨日より今日に亘り各組合正副組長を召集して商業會議所と組合の關係より組合を設くることの商工業發達上に欠くべからざる所以を懇々説明したりといふ

『中外電報』(明治24年6月18日)

VI 帝国憲法の発布と同業組合取締規則の制定

前節の史料と補足説明だけで見ると、21年～24年の同業組合は、幾つかの組合における設立・解散・再設・新設・紛議といった変転がありながらも、勸業課と商工会議

所による支持もあってとにもかくにも、その機能と組織を維持し続けていたかにも見える。が、実をいうと、この期間、すなわち明治22年2月11日における帝国憲法の発布によって、同業組合を取りまく制度的環境は大きく変っている。すなわち、大日本帝国憲法の第22条「日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ居住移転ノ自由ヲ有ス」とする理念にもとづき、同業組合の取締規則はいつでもその効力を失ったからである。(史料44)はこの条文により21年3月29日布達の丹後縮緬業取締規則が効力を失ったことを伝える記事である。

(史料44) 丹後縮緬業者の会合

去る十四・五の両日間丹後中郡縮緬業組合の取締所に於て同国与謝竹野中三郡の縮緬業者中の議員三十余名が臨時会を開き丹後縮緬業取締規則は憲法第二十二條に依りて消滅したるに付其組合を解散するや將た従前の通り三郡一致して組合を存し置くや否に對し議したるに与謝中兩郡の議員は異口同音に孰も組合を設けたるより顯れたる功績は是迄少なからざれば今更解散するも遺憾なれば従前より一層其組織を鞏固にせんと主張し竹野郡の議員は解散説を唱へ堅く取て動かざりしが遂に多数にて解散することとなり(後略)

『中外電報』(明治23年12月19日)

上記の史料にもまして極めて重要な記事が次の(史料45)である。これは憲法の発布によって「商工業組合の取締規則」がその効力を失い、その結果、組合「規則は有れども無きが如く弊害百出物産の盛衰上大関係あるを以て北垣京都府知事は大に之を憂ひ何とか取締の方法を設けん」として「農商務大臣に向ひ取締規則の発布を稟請した」ことを明確に伝えているからである。

(史料45) 商工業組合の取締方に就て

商工業組合の取締規則は憲法の発布と共に其効力を失ひ今日にては唯だ当業者相互の約束に任かしあるの姿なるが何分制裁の力なく組合規則を犯すも之れを処罰すること能はざるが故に規則は有れども無きが如く弊害百出物産の盛衰上大関係あるを以て北垣京都府知事は大に之を憂ひ何とか取締の方法を設けんとするも事地方官職権の外にありて如何とも為すべき様なくさりとて此儘に打棄て置きては小は府下重要物産の衰頽を招き大は國家の利益を損すること尠なからざるにより曩きに農商務大臣に向ひ取締規則の発布を稟請したり同大臣よりは未だ何等の沙汰もあらざれど右は職工条例と密接の關係を有するにより同条例制定の要否決す

るまでは何とも致方なかるべしといふ

『中外電報』(明治24年9月20日)。

上記の記事が伝える北垣京都府知事の伺を受けて明治24年、農商務省は各府県知事に指令を下す。「各地方特有重要物産保護上其商工業の発達永続ヲ必要トスル場合ニハ該業ニ限り去十七年本省第三十七号達同業組合準則ニ據ラスシテ特ニ取締規則ヲ設ケ之ヲ規約シ得ル」と。これに従って、京都府は明治25年7月29日、京都府同業組合取締規則を公布、10月1日より施行する。対象となった業種は京都西陣織物製造業、丹後縮緬業、京都染業、京都粟田陶器商工業、京都異組陶磁器商工業、京都刺繍工業、京都漆器商工業、京都糸相物商工業である。規則の第2条は「前条の営業者は工作の弊習を矯正し営業の秩序を整理するの目的を以て種類毎に組合を設け之れに加入すべし」と強制加入の理念に立ち、違約処分条項をも備えている。²²

VII ま と め

以上、当時の新聞記事を中心に同業組合をめぐる様々な事実を編年体で整理した。これらの史料から我々は以下のごとき構図を描くことが許されるように思う。

明治維新後における経済関係諸法の未整備状態と「卸売商」や「親方」層の株仲間のゆり戻し運動の中から、15年商工組合設立建議が行なわれる。これを受けて、京都府は、明治新政府による商工業をとりまく制度的環境の再編成が未だ完了していない状況に鑑み、16年甲第19号を布達する。ところが、ここで確認しておかねばならぬ点は、京都府は株仲間の復活などということは毛頭考えていないことである。ついで、明治17年農商務省が同業組合準則を全国に布達する。これを受けて京都府は18年甲第50号を布達、さらにこれに加えて、同年6月に、「組合準則に基き同業者四分之三以上の同意を以営業組合規約を設け府庁の認可を得て施行する」として「営業組合規約書」を布達する。この「営業組合規約書」は単に加入強制条項しか明示していない組合準則とは異なり、(史料21)が示すように、加入強制条項、営業上の取締条項、違反者処分条項を明示的に具備している。このような営業組合規約書に則った規約を

22 他府県における取締規則の制定状況ならびに明治30年重要輸出品同業組合法との関連などについては、竹内庵「明治中期同業組合政策の展開」(安藤精一先生選歴記念論文集出版会編『地方史研究の諸視角』国書刊行会、1982年)がすぐれてい、示唆するところが大きい。

有する組合に（史料25）の京都銅器工組合が、あるいは丹波縮緬業組合があったことは間違いない。この他にも同様な規約を有する組合があったと思われるが、準則組合のうちで同業者四分の三の同意を得たもののみが、このような規約を有するに至ったと思われる。それにしても、かかる規約を組合準則に加えて、はやくも18年段階で京都府が認めた理由はどこにあるのか——「卸売商」や「親方」層の要求に押された結果かとも考えられるが、それを証明する史料は現在のところ全く見付かっていない——。あるいはまたこれは京都府だけの出来事であったのか。これについては今の所、十分な知識がなく論理整合的な説明はできない。それはともかく、この営業組合同業規約書が（史料45）にいう「商工業組合の取締規則」のことだと思われる。

加入強制条項のみならず営業上の取締条項、違反者処分条項を備える営業組合同業規約書、すなわち「商工業組合の取締規則」が大日本帝国憲法の第22条の理念、すなわち居住移転の自由ひいては営業の自由に反するとて、憲法発布とともに、その効力を消滅するのは理の当然であった。しかし、取締規則の構想は、「重要物産保護」という大義名分さえ付くと憲法第22条の理念はものかわり、実に簡単に復活する。ここに25年の京都府同業組合同業規約の公布施行を皮切りに各府県でも同様な取締規則が制定され、その流れは、日清戦後経営策の一環としての明治30年重要輸出品同業組合法の体系に至る。一方、準則組合は経済関係諸法未整備の状況にあって、商工業界の秩序を維持するための代替的機能を果たすことを政府行政機関から期待される。組合準則が強制加入条項を失った状態で、明治30年以後も残されることになったのも、その期待と何らかの関係があったものと思われる。ちなみに、新商法が公布されるのは明治32年のことである。

それにしても、政府行政機関が時には営業の自由の原理を尊重するかと思えば、時には——もとより重要物産保護とか輸出振興とかいう条件付のもとであるが——簡単にこれを否定する動きを示していることは注目しておく必要がある。また、業界もその動きに柔順に従う。ここに近代日本の経済思想研究のための格好の素材のひとつがある。

（1983年9月8日）